

## 振動規制地域の指定及び振動規制基準

第1 振動を防止することにより住民の生活環境を保全する必要があると認める地域

平成24年三沢市告示第29号（騒音規制地域の指定及び騒音規制基準の設定等について。以下「騒音に係る告示」という。）第1に規定する地域

第2 特定工場等において発生する振動の規制基準

次の表のとおりとする。ただし、学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条第1項に規定する保育所、医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5第1項に規定する病院及び同条第2項に規定する診療所のうち患者を入院させるための施設を有するもの、図書館法（昭和25年法律第118号）第2条第1項に規定する図書館、老人福祉法（昭和38年法律第133号）第5条の3に規定する特別養護老人ホーム、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園並びに介護保険法（平成9年法律第123号）第8条第22項に規定する介護老人保健施設の敷地の周囲50メートルの区域内における規制基準は、同表に定める値から5デシベルを減じた値とする。

時間の区分 区域の区分	昼 間	夜 間
第 1 種 区 域	60デシベル	55デシベル
第 2 種 区 域	65デシベル	60デシベル

備考

(1) 第1種区域、第2種区域とは、それぞれ次に掲げる区域をいう。

- ① 第1種区域 騒音に係る告示第2号の表の備考の1に規定する第1種区域及び第2種区域

② 第2種区域 騒音に係る告示第2号の表の備考の1に規定する第3種区域

(2) 騒音に係る告示を改正する告示により、従前より厳しい規制基準が適用されることとなる地域内に当該告示の公表の日において現に存する特定工場等（当該公表の日において現に特定施設の設置の工事を行っている工場又は事業場を含む。）については、当該公表の日から起算して6月を経過した日の前日までは、なお従前の規制基準を適用する。

(3) 昼間及び夜間とは、それぞれ次に掲げる時間をいう。

① 昼間 午前8時から午後7時まで

② 夜間 午後7時から翌日の午前8時まで

第3 特定建設作業に伴って発生する振動の基準に係る省令別表第1の付表の第1号に規定する区域

騒音に係る告示第3に規定する区域

第4 省令別表第2の備考の1の規定による第1種区域等の区域及び同備考の2の規定による昼間等の時間

(1) 省令別表第2の備考の1の規定による第1種区域及び第2種区域

① 第1種区域 第2号に規定する第1種区域

② 第2種区域 第2号に規定する第2種区域

(2) 省令別表第2の備考の2の規定による昼間及び夜間の時間

① 昼間 午前8時から午後7時まで

② 夜間 午後7時から翌日の午前8時まで

附 則

この基準は、平成24年4月2日から施行する。

附 則（平成27年6月2日）

この基準は、平成27年6月2日から施行し、平成27年4月20日から適用する。